

議 事 録

第 33 回 定 例 総 会

令和2年4月9日

太田市農業委員会第33回定例総会議事録

開会日時 令和2年4月9日（木） 午後2時
 閉会日時 令和2年4月9日（木） 午後4時
 開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室（2階）

出席委員 (20人)

1 藤澤武則	2 丸山 忠	3 木暮 昌弘	4 中村 博正
6 藤生 博	7 吉田 清和	8 牛久保 榮治	9 小林 良孝
10 糸井 敏幸	11 岡田 貴男	12 塚越 寶	13 山田 清作
15 石原 孝志	16 新井 章夫	17 清水 由紀江	18 武内 満
19 藤本 富久	20 茂木 利子	21 片亀 昌子	22 中村 薫

欠席委員 (2人)

5 遠坂 修一	14 高柳 章
---------	---------

出席職員 (8人)

鈴木局長 北村次長 高山次長補佐 林次長補佐 長谷川係長代理
 青木主任 松井主事 大崎主事

会議に付した事項

議案第1号	農地法関係許可取消願について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について (会長)
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について (会長)
議案第4号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について (会長)
議案第5号	農地法第5条の規定による許可申請について (会長)
議案第6号	下限面積（別段の面積）の設定について

報告事項

報告第1号	太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について
報告第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による専決処分について
報告第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による専決処分について
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第5号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第33回農業委員会定例総会を開会いたします。

3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いいたします。

事 務 局 本日の定足数については、出席の委員20名、欠席の委員2名でございます。
過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 それでは、22番 中村 薫委員 と 2番 丸山 忠委員 の二人に
お願いいたします。

また、書記につきましては事務局の大崎主事を指名いたします。

議事に入る前に議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 議案書の訂正箇所の説明をさせていただきます。議案書の13ページを
お開きください。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について、33番の申請理由欄の3段目になります。「申請地を父から借り受け」を「申請地を祖父から借り受け」へ訂正をお願いします。

5 議事顛末

- 議 長 それでは、これより議事に入ります。
議案第1号 農地法関係許可取消願が会長宛てにあったので、審議を
求めます。
提出件数は2件です。
事務局より、提案をお願いします。
- 事 務 局 提出件数2件について、朗読し詳細に説明する。

1番 新田市野倉町の土地4,959㎡のうち1,866.5㎡について、露天
駐車場用地として一時転用の許可を受けたが、イベント中止に伴い不
要となったため、許可を取り消すものです。
2番 山之神町の土地431㎡について、貸家住宅用地として許可を得
たが、計画がなくなったため、当初の許可の一部を取り消すものです。
以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたし
ます。
- 議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願ひ
します。
番号1番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願いま
す。
- 20番委員 議案第1号1番について報告いたします。新田市野倉町で行われるさ
くらまつりイベントの露天駐車場用地として許可を得ました。コロナ
ウイルスの関係でイベントが中止になったために許可を取り消したい
との申請です。問題ないため、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
- 議 長 ただいま、第5地区協議会より、番号1番について報告がありました
が、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を取消とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番を取消とすることに決定いたしま

す。

議 長 続いて、番号2番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

6番委員 2番について地区協議会で許可基準チェックリストに基づき、現地確認の調査を行いました。貸家住宅を建築する予定で許可を得たが、住宅を建築したので、北側の敷地が不要となり、一部につき許可を取り消したいというものです。これは第5号議案の38番とも関連しております。
再度のご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 ただいま、第6地区協議会より、番号2番について報告がありました

委員 なし。
ご意見、ご質問等ございませんか。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号2番を取消とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)
議 長 全員賛成でありますので、番号2番を取消とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあつたので、処分の決定を求めます。

提出件数は7件です。

事務局より、提案をお願いします。

事務局 提出件数7件について、朗読し詳細に説明する。

1番 鳥山中町の土地 田 2,778 m² 外2筆 計6,596 m²、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。

2番と3番については譲受人が同一人でありますので、一括して説明させていただきます。押切町の土地 畑 793 m² 外3筆 計3,155 m²、営農型太陽光発電の下部農地を借り受け、耕作に励みたい。

4番と5番については譲受人が同一人でありますので、一括して説明させていただきます。押切町の土地 畑 793 m² 外3筆 計3,155 m² 区分地上権を設定し、営農型太陽光発電設備を設置したい。

6番と7番については譲受人が同一人でありますので、一括して説明させていただきます。新田小金井町の土地 畑 278 m² 外4筆 計 3,468 m²、区分地上権を設定し、営農型太陽光発電設備を設置したい。なお、番号1番から3番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、番号4番から7番の営農型太陽光発電施設設置に伴う区分地上権設定につきましては、農地法第3条第2項ただし書に該当するため、同項各号の要件を満たす必要がありませんので、問題ないと考えます。以上提案させていただきます。処分の決定をお願いします。

議長 事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いします。番号1番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

18番委員 第3条1番について、鳥山中町の水田で、現在では一部畑になっています。この畑地は、元は養鶏場として養鶏を飼育していました。合計3筆で、面積は6,596 m²です。譲渡人は高齢で農機具もなく、耕作できないため、譲渡したいとのことです。また、譲受人は農地を譲受け、経営規模を拡大したいとのことです。農地譲受け面積要件に達していますし、農機具も所有しているので、許可相当と決議いたしました。再度ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 ただいま、第3地区協議会より、番号1番について報告がありました。が、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号2番と3番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

22番委員 議案第2号2番、3番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。譲受人は2番、3番とも同一人物であります。2番の譲渡人は勤めて

いるため、耕作ができずに貸付けたいとのことです。3番の譲渡人は高齢であり、病気になったため、耕作ができずに、また貸付けたいとのことです。譲受人は茨城県坂東市で●●●●●●●●という会社をやっており、営農をしております。●●●●●●●●は藪塚町の営農型太陽光の下部の営農指導等もやっており、太田市牛沢町で作業所等を借りて農機具等も使用しております。当地区協議会において許可相当と意見決定しました。

再度のご審議をよろしく申し上げます。

議長 ただいま、第4地区協議会より、番号2番と3番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号2番と3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号2番と3番を許可とすることに決定いたします。

議長 番号4番から7番の区分地上権の設定については、権利が設定される農地及び周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがなく、かつ、当該農地における賃借人等の権利者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとされております。

なお、営農条件に支障を生ずるおそれ及び権利者の同意については、3条許可と同時に申請された5条許可の判断の際に確認することになっておりますので、説明を省略し、5条許可の際に併せて審議するものといたします。

議長 続きます。議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛てにあつたので、審議を求めます。

提出件数は5件です。

事務局より、提案をお願いします。

事務局 提出件数5件について、朗読し詳細に説明する。

1番 吉沢町の土地 872㎡ 外16筆 計14,083㎡、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案

件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

埋蔵文化財試掘調査のため一時転用するものです。

2番 成塚町の土地 30 m² 外1筆 計106 m²、農地区分 第二種、農家住宅用地として敷地拡張するものです。

3番 西長岡町の土地 971 m²の内0.20 m² 外1筆 計2,229 m²の内5.39 m²、農地区分については、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき農地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

営農型太陽光発電設置用地として一時転用するものです。

4番 西長岡町の土地 2,097 m²の内9.79 m²、農地区分 農用地、営農型太陽光発電設置用地として一時転用するものです。

5番 藪塚町の土地217 m² 外1筆 計490 m²、農地区分 第二種、一般住宅・事務所用地として敷地拡張するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします

議長 事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号1番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願ひます。

1番委員 議案第3号の1、こちらは旧吉沢ゆりの里で、既に新たな譲受人により農業用地として整備している用地の一部を農地改良すべく調査したところ、埋蔵文化財の包蔵地と判明したため、一時転用し、文化財の試掘調査をするための申請です。調査の結果、特に問題はなく、許可相当と意見決定しました。
再度審議のほどお願ひいたします。

議長 ただいま、第2地区協議会より、番号1番について報告がありました
が、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

- (挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて番号2番から4番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 3 番 委員 議案第3号2番から4番について、第3地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。
まず、2番について。申請地は平成10年から農産物を保管する倉庫、農作物を袋詰めするための作業場として、現在そのまま使用してきましたが、農地法の農地転用の許可を受けていないことが判明し、始末書を添付し、是正するものです。周囲は東側が道路、西側が畑、北側が宅地、南側は議案第5号22番で分家を予定している農地で、現地確認した結果、周辺農地には支障もないので、許可相当と意見決定しました。
- 続いて3番、4番について、申請人が同一人と同様申請内容であるため、一緒に報告します。申請内容として、3番が令和元年1月、4番が令和元年5月に許可された営農型太陽光発電施設の設置で、本来ならばFIT法の安全基準に基づき、許可申請時にフェンス設置を含んだ申請でなければならなかったのですが、許可後の設置で是正申請するものです。しかし、3番については、フェンスの設置位置について申請人は境界内に設置している認識ですが、周辺の人から境界外との声があり、道路側に越境しているか否かについては、現在、道路管理者である群馬県が境界確認中であるため、現段階において保留と意見決定しました。また、4番については、フェンスの敷地内設置で始末書も添えてあり、再度一時転用として許可相当と意見決定しました。
- 2番から4番について、再度ご審議のほどよろしく願います。
- 議 長 ただいま、第3地区協議会より、番号2番から4番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号2番と4番を許可とし、番号3番を保留とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号2番と4番を許可とすることにし、番号3番を保留とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号5番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

6番委員 5番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき、現地確認等の調査を行いました。申請人は、調査をしたところ、許可を得ずに自宅敷地として平成12年より倉庫、駐車場として利用していたことが判明したため、始末書を添付して是正するものです。周囲は、2034-1は西が自宅、北は住宅、東が畑、南は道路、2034-6は西、南が道路、北が自宅、東は議案第5号の40番の申請地となっております。周辺農地への支障はなく、問題はないので許可相当と意見決定をいたしました。
再度のご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいま、第6地区協議会より、番号5番について報告がありました。が、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号5番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は2件です。
事務局より提案をお願いします。

事 務 局 提出件数2件について、朗読し詳細に説明する。

1番 原宿町の土地 373㎡ 外2筆 計2,180㎡について、一度太陽光発電事業用地として許可を得ましたが、資金面で計画が頓挫したため、権利を承継するものです。

2番 山之神町の土地 1,212㎡について、貸事務所及び資材置場用地

として許可を得ましたが、事業計画がなくなったため、権利を承継するものです。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の提案について、番号1番について第2地区協議会の調査した意見結果を報告願ひます。

1 番 委員 議案第4号の1番は、平成30年4月9日に太陽光発電用地として転用許可となった土地ですが、譲受人が資金面で計画が頓挫したため、権利を承継するための許可後の計画変更申請です。調査したところ、特に問題はなく、また本日、議案第5号の14番に関連し、その継承者からの申請もあることから、許可相当と意見決定しました。再度審議のほどお願ひします。

議 長 ただいま、第2地区協議会より、番号1番について報告がありました

委員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番を承認とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号2番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願ひます。

6 番 委員 第6地区協議会で許可基準チェックリストに基づき現地確認等の調査を行いました。番号2番について、貸事務所及び資材置場用地として利用する予定でしたが、事業計画がなくなったため、権利を承継したいというものです。

再度の審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 ただいま、第6地区協議会より、番号2番について報告がありました

委員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号2番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号2番を承認とすることに決定いたします。

議長 続きまして、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は43件です。

事務局より提案をお願いします。

事務局 提出件数43件について、朗読し詳細に説明する。

1番 高林南町の土地 805㎡ 外2筆 計3,438㎡、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

太陽光発電設置用地として転用するものです。

2番 高林南町の土地 39㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

3番 高林北町の土地 104㎡ 外1筆 計389㎡、農地区分は第一種です。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

4番 由良町の土地 278㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

5番 脇屋町の土地 3,312㎡の内385.92㎡、農地区分 第二種、工事用地として一時転用するものです。

6番 台之郷町の土地 1,751㎡ 外1筆 計3,376㎡、農地区分 第二種、太陽光発電設置用地として転用するものです。

7番 上小林町の土地 1,028㎡、農地区分 第二種、放牧場用地として転用するものです。

8番 茂木町の土地 334㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

9番 安良岡町の土地 335 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

10番 龍舞町の土地 381 m²、農地区分 第二種、太陽光発電施設設置用地として転用するものです。

11番 龍舞町の土地 17 m² 外1筆 計421 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

12番 龍舞町の土地 478 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

13番 下小林町の土地 255 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

14番 原宿町の土地 84 m² 外6筆 計4,414 m²、農地区分 第二種、太陽光発電事業用地として転用するものです。

15番 原宿町の土地 720 m²、農地区分 第二種、太陽光発電事業用地として転用するものです。

16番 原宿町の土地 833 m² 外1筆 計1,147 m²、農地区分 第二種、太陽光発電事業用地として転用するものです。

17番 矢田堀町の土地 1,272 m²、農地区分につきましては、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、問題ないと考えます。

露天駐車場用地として転用するものです。

18番 矢田堀町の土地 426 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

19番 丸山町の土地 54 m² 外1筆 計1,536 m²、農地区分 第二種、店舗用地として転用するものです。

20番 鶴生田町の土地 567 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

21番 新野町の土地 297 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

22番 成塚町の土地 375 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

23番 西長岡町の土地 1,145 m²、農地区分 第二種、太陽光発電施設用地として転用するものです。

24番 尾島町の土地 246 m² 外1筆 計310 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

25番 押切町の土地 793 m²の内5.86 m² 外3筆 計3,155 m²の内30.26 m²、農地区分については、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき農地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

営農型太陽光発電設置用地として一時転用するものです。

26番 粕川町の土地 773 m² 外1筆 計1,764 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設置用地として転用するものです。

27番 粕川町の土地 13 m² 外10筆 計2,875 m²、農地区分は「道路、下水道、その他広域的施設の整備状況からみて、第三種農地と同程度の整備状況に達することが見込まれる区域の農地、具体的には、木崎駅から概ね500m以内の区域の農地」の理由から第二種農地と判断されます。

太陽光発電設置用地として転用するものです。

28番 新田中江田町の土地 303 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

29番 新田村田町の土地 347 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

30番 新田村田町の土地 347 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

31番 新田小金井町の土地 278 m²の内0.7 m² 外2筆 計1,981 m²の内12.45 m²、農地区分 農用地、営農型太陽光発電設置用地として一時転用するものです。

32番 新田市野井町の土地 333 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

33番 新田市野井町の土地 482 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

34番 新田市町の土地 723 m²、農地区分は第一種農地です。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「周辺に居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

露天資材置場用地として転用するものです。

35番 新田市町の土地 991 m²の内0.34 m² 外1筆 計1,487 m²の内0.394 m²、農地区分 農用地、営農型太陽光発電設置用地として一時転

用するものです。

36番 新田上中町の土地 27 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

37番 藪塚町の土地 330 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

38番 山之神町の土地 431 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

39番 山之神町の土地 1,212 m²、農地区分 第一種、建売分譲住宅用地として転用するものです。

40番 藪塚町の土地 307 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

41番 大原町の土地 2,328 m²、農地区分 第一種、建売分譲住宅用地として転用するものです。

42番 大原町の土地 1,460 m²、農地区分 第二種、工場用地として転用するものです。

43番 六千石町の土地 700 m² 外1筆 計1,607 m²、農地区分 第二種、露天資材置場及び製品置場用地として転用するものです

以上43件になります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の提案について、番号1番から5番について第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

4番委員 当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果の1番、2番、3番を私から報告いたします。

まず、番号1番の申請人は、発電事業を営んでおり、太陽光発電に適地で耕作放棄地である申請地を取得し、太陽光発電施設を設置して有効活用したいとの申請です。現地を確認したところ、石田川と八瀬川の合流部であり、東側と南側は堤防で囲まれております。南側の一部が畑、西側は道を挟んで第5古戸水田、北側は資材置場で、申請地3筆の中で1筆805 m²が以前耕作放棄地であり、山林状態であったところが木を切り倒したり、ごみが散乱しているため、保留または取下げ指導方針でしたが、定例会までに改善するとのことで、再確認で4月7日現在では伐根し、ごみの撤去、切り倒した木が撤去され、畑として機能できる状態にあります。周辺農地への支障もなく、問題はないので許可相当と意見決定いたしました。

続いて、番号2番の申請人は、太田市内の借家に住んでおり、通勤に便

利で閑静で住環境に適した現在更地になっている宅地220.75㎡に自己の住宅を建築するため、南に接した畑33㎡の申請地を取得し、一体利用したいとの申請です。現地を確認したところ、東側は将来転用申請がなされると思われる畑、南側はその進入路と予想される畑、西側は市道、北側は既存の宅地であり、周辺農地への支障もなく、問題はないので許可相当と意見決定いたしました。

番号3番の申請人は、渋川市の県職員宿舎に住んでおり、太田市への転勤を機に立地条件がよく、住環境に適した申請地を取得し、自己の住宅を建築したいとの申請です。現地を確認したところ、南側は道路を挟んで宅地、ほか周囲は最近転用された宅地と開発が予定されると思われる一部の田に固まっております、周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定しました。

1番、2番、3番と再度ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

1 2番委員

引き続きまして、4番及び5番についてご報告を申し上げます。

まず、番号4番、譲受人は現在実家に住んでおりますが、住環境に適した申請地を取得し、自己の一般住宅を建築するためのものです。現地を確認したところ、周囲は南側が市道、西側は台源寺館跡、東側、北側は住宅地として今後売却が予定されている住宅用地となっております。周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定をいたしました。

続きまして5番です。5番については、工事用地の一時転用ということでもあります。譲受人は、このたび、脇屋町の電話基地局の鉄塔の隣接地で、携帯電話基地局の撤去工事に伴い、資材の運搬や作業のための工事用地として申請地を借受け、一時転用するものであります。現地を確認したところ、周囲は耕作地及び転用され一時貯水施設等になっております。よって、他の農地に支障はないものと思われ、許可相当と意見決定をいたしました。なお、転用期間は許可から4か月間であります。

4番、5番、再度ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長
委 員
議 長

ただいま、第1地区協議会より、番号1番から5番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

なし。

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番から5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番から5番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号6番から19番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

13番委員 6番から9番まで報告させていただきます。許可基準チェックリストに基づいての調査を報告いたします。

6番ですが、譲受人は会社員の傍ら、資産運用を図るため、太陽光発電適地である申請地を取得し、太陽光発電施設を設置したい。譲渡人は、耕作を引き継ぐ後継者もいないため、申請地を売却したいということです。現地を確認したところ、北側は道路、西側は住宅地、南側は東武鉄道、東側は太陽光発電施設であり、農地としての問題はないと思われまますので、再度のご審議をお願いいたします。

7番ですが、譲受人は以前より畜産業を営んでおり、現在飼育している馬の放牧地がなく探していました。馬小屋に隣接する土地を放牧場として利用するために、申請地を取得したいということです。譲渡人は、相続によりこの土地を取得しましたが、農地の管理、維持が困難なため、売却したいということです。現地を確認したところ、北側は農地、東側は墓地、西側は発電設備です。南側は国道407号です。周辺農地に影響を及ぼすおそれがないと思います。

次に、8番ですが、譲受人は市営住宅に親子4人で住んでいます。手狭で不便なことから、一戸建ての住宅を建設したいと思い、資金の都合もついたので自己住宅を建設するものです。譲渡人は床屋を営んでおまして、農地の管理ができないので困っていて、申請人に有効利用していただく物件です。現地を確認したところ、南側と西側は道路です。東と北側は農地ですが、自己の所有地、耕作地ですので、問題はありません。

以上、6番、7番、8番について審議のほどをよろしく願います。続きまして9番、譲受人は太田市内の貸家に家族3人で住んでおり、申請地を取得し、自己住宅を建設するものです。現地調査をしたところ、南、東は道路、西側は宅地、北側は譲渡人の所有する畑であり、周辺農地への影響もないことから、許可相当と意見決定しました。再度のご審議をお願いいたします。以上です。

9番委員 続きまして、番号10番から13番まで報告したいと思います。番号10番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき

調査した結果は、譲受人は発電事業を営んでおり、太陽光発電に適地である申請地を取得し、太陽光発電施設を設置するものです。現地を確認したところ、北は畑、西と南は山林、東は資材置場で、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。

続きまして、番号11番の譲受人は借家に住んでおり、子どもの成長に伴い手狭となったため、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、西は道路、北と南は畑、東は宅地で周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。

続きまして、番号12番の譲受人は借家に住んでおり、資金の都合もついたため、申請地を母から借受け、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、南は道路、西と北は宅地、東は畑で、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。

番号13番の譲受人は借家に住んでおり、資金の都合もついたため、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、西は道路、南と北は宅地、東は畑で、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。

以上、10番から13番まで、再度ご審議のほどよろしく申し上げます。

1番委員

次に、14番から19番について報告いたします。

まず、14番は、譲受人は発電事業を営み、新たに申請地を取得し、太陽光発電施設を設置したい旨の申請です。これは先に議案第4号の1番で許可後の計画変更になった用地を含め、新たに申請するものです。現地調査の結果、東は議案第4号1番で計画変更になった用地、西、そして南は既存太陽光設備、北は耕作放棄地となっており、周辺には農地もなく、許可相当と意見決定しました。

次に、15番、譲受人は発電事業を営んでおり、申請地を取得し、太陽光発電事業用地として使用する旨の申請です。現地調査の結果は、東は道路、西と南は畑、北は太陽光発電設備となっており、周辺農地への影響もなく、許可相当と意見決定しました。

次に、16番、譲受人は15番と同一人であり、転用申請目的も同様です。現地調査の結果は、東は鉄塔を経て渡良瀬川の堤防、西は道路、南は既存の太陽光設備、北は堤防となっており、周辺には農地もなく、許可相当と意見決定しました。

次に、17番、譲受人は保育園を運営しており、不足している駐車場に対応するため、申請地を取得し、駐車場にする旨の転用申請です。現地調査の結果は、東は駐車場、西は畑、放棄地です。南、北は住宅となっており、周辺農地への影響はなく許可相当と意見決定しました。

次に、18番、譲受人は実家に住んでいたが、申請地を取得し、自己の住宅を建築する目的としての申請です。現地調査の結果、東、西は住宅、南は道路を経て中学校、北は道路を経て休泊堀となっており、周辺農地への影響もなく、また、既存集落にあることもあり、許可相当と意見決定しました。

次に、19番、譲受人は車のレンタル業を営み、新たにアクセスのよい場所を取得し、店舗を建設したい旨の申請です。現地調査をしたところ、東は会社本社の用地で工事中、南も同じです。西は道路、北は道路を経てコンビニエンスストアとなっており、周辺農地への影響はなく、許可相当と意見決定しました。

以上、14番から19番まで再度審議のほどお願いいたします。

議長 長 ただいま、第2地区協議会より、番号6番から19番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 員 なし。

議長 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号6番から19番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 長 全員賛成でありますので、番号6番から19番を許可とすることに決定いたします。

議長 長 続いて、番号20番から23番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

18番委員 20番は、鶴生田町の分家の申請です。申請人は実家に住んでおり、資金の都合もついたため、申請地を父から借受け、自己の住宅を建築したいとのことです。西側は住宅、南側は市道を挟んで南が空き地の住宅、東側は水田となっています。他の農地には、農作業には問題ないと判断し、地区協議会として許可相当と決議しました。

21番について、21番は新野町の農地取得です。申請人は、子どもの成長に伴い手狭となったため、申請地を取得し、自己の住宅を建築したいとのことです。北、南側とも住宅、市道を挟んで東側も住宅、西側は耕作されていない譲渡人の農地です。周囲には農地がないので問題ないものと決議いたしました。

再度の審議をよろしくお願いいたします。

3番委員 引き続き、22番について、申請人は現在借家に住んでおり、子どもが

誕生し、将来のことを考え、自己の住宅を持ちたいと考えていたところ、申請地を父から借り受けることができ、自己の住宅を建築するものです。周囲は東側が道路、南と西側が父の所有する畑、北側が議案第3号2番の是正をお願いした申請地で、現地確認したところ、周辺農地に支障もないと認められ、許可相当と意見決定しました。

23番について、譲受人は発電供給業で、太陽光発電施設設置用地を探していたところ、譲渡人の土地があり、譲受けのお願いをしたところ、快く承諾いただき、転用申請するものです。なお、今回の申請は前のものと違い、フェンスの設置が織り込まれております。現地確認したところ、周囲は東側が宅地、ほかは山の斜面の農地であり、不耕作地となっております。周辺農地に支障もないと認められ、許可相当と意見決定しました。

20番から23番まで、併せて再度ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいま、第3地区協議会より、番号20番から23番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号20番から23番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号20番から23番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号24番から27番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願うわけですが、番号25番につきましては、議案第2号番号4番と5番の農地法第3条の区分地上権について併せて報告願います。

22番委員 第4地区協議会において基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

最初に、24番について、一般住宅用地としての申請です。譲受人は実家に住んでおり、将来のことを考え、自己の住宅を建設するものです。現地を確認したところ、西は道を挟んで住宅、北は住宅、東は未耕作地、南は分筆済みの農地となっており、周辺への影響もなく、許可相当と意見決定しました。

続きまして、25番は営農型太陽光発電の申請です。議案第2号の4番、

5番との関連があります。山梨の●●●●●●●●●●という会社が売電収入を得るため、営農型の太陽光発電事業をするものです。太陽光発電施設のメンテナンスの●●●●●●●●●●という会社と、下部の耕作については、先ほど第2号3番で出た●●●●●●●●●●がミョウガ等を栽培するということです。現地を確認したところ、周囲は未耕作地が多く、周囲には影響もないものとして許可相当と意見決定をいたしました。

続いて、26番について報告します。太陽光発電用地としての申請です。譲受人は売電事業を営んでおり、事業拡大のため申請地を取得し、太陽光発電を設置するものです。現地を確認したところ、北は東武鉄道用地、東と南は未耕作地、西は住宅となっており、周囲には影響ないものとして許可相当と意見決定しました。

27番も太陽光発電の用地としての申請です。26番の近くの位置になります。現地を確認したところ、北側は東武鉄道、東側は道を挟んで住宅、南側はソーラーと未耕作地等の畑がありますが、周囲に影響ないものとして許可相当と意見決定しました。

24番から27番、再度のご審議をよろしく願います。

議長 ただいま、第4地区協議会より、番号24番から27番及び議案第2号、番号4番と5番の農地法第3条の区分地上権について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。
議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号24番から27番及び議案第2号番号4番と5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号24番から27番及び議案第2号番号4番と5番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号28番から36番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願うわけですが、番号31番と番号35番につきましては、議案第2号番号6番と番号7番の農地法第3条の区分地上権について併せて報告願います。

7番委員 28番について、当地区協議会で基準チェックリストに基づき調査した結果は、申請人は現在実家に住んでおり、家族が増え手狭になったため、申請地を祖母より借受け、自己の住宅を建築したいとのことです。

現地を確認したところ、南は道路、西は道路を挟んで住宅、北、東は畑になっており、周辺の農地の支障もないので許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほどよろしく申し上げます。

19番委員

29番、30番、31番、それから議案第2号6番について報告いたします。

29番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、譲受人は借家に住んでおり、手狭になったことから申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、東側は用水堀を挟んで宅地、南側は用水堀を挟んで農地、西側は道路、北側は30番の申請地と農地となっており、周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定いたしました。

30番について、譲受人は借家に住んでおり、資金の都合もついたことから、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、北、西側は道路、東側は農地、南側は29番の申請地です。周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定いたしました。

31番、議案第2号6番について報告いたします。譲受人は事業者の変更、第三者の侵入を防ぐためのフェンスを設置したことに伴う転用面積の変更が生じたため、是正するものです。また、議案第2号6番により地上権を設定するものです。現地を確認したところ、北、東側は道路、西、南側は農地、周囲はフェンスで囲まれており、中にはサカキが植栽されております。理由書、始末書等も添付されており、また周辺農地への支障はなく、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

20番委員

議案第5号32番から35番まで報告いたします。

初めに、32番について報告いたします。譲受人は現在借家に住んでおり、手狭になったことから申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、北側は農地、西は道路、東と南は以前分譲されたところで住宅となっております。周辺農地に支障もないので、許可相当と意見決定いたしました。

33番について報告いたします。分家住宅の申請です。勤務地から近い申請地を取得し、祖父から借受け、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、北は住宅、東と南は農地、西は道路を挟んで実家の住宅となっております。周辺農地に支障もないので許可相当と意見決定いたしました。

続いて、34 番について報告いたします。譲受人は隣地で古物商を営んでおり、事業拡大に伴い申請地を取得し、資材置場として使用するものです。現地を確認したところ、東は譲渡人の農地、南は住宅、北と西が道路となっており、周辺農地に支障もないので許可相当と意見決定いたしました。

続いて、35 番について報告いたします。初めに、議案第 2 号 7 番について報告いたします。これは農地性の確認です。この土地は取得後、耕作放棄地に 1 年以上なっており、その後、農地改良を行いました。届出をしていないため、再度申請をして農地改良して地盤を上げてあります。その農地改良をした後、何も造らずにシートを張って 1 年以上は過ぎています。このたびの営農型太陽光発電を行うために、そのシートをはがし、2 月にサカキを植栽し営農を始めたものです。農地としての確認は取れました。35 番は営農型太陽光発電施設の申請ですが、現地を確認したところ、太陽光パネルなど資材が運び込まれており、事前着工が認められることから、35 番及び議案第 2 号 7 番を保留と意見決定いたしました。

32 番から 35 番、再度ご審議のほどよろしく願いいたします。

15 番 委員

番号 36 番についてご説明いたします。当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、現地を確認したところ、道路北の宅地内を分けてもらい、住宅を建てるための道路入り口を幅 2 m ほど農地を取得し譲受け、6 m の取付け道路になります。分家住宅用地を取得するものです。周辺に及ぼす支障はなく、許可相当と意見決定いたしました。

再度審議のほどよろしく願いいたします。

事務局

議長、暫時休憩をお願いします。

議長

それでは、暫時休憩をお願いいたします。

[休憩]

議長

ただいま、第 5 地区協議会より、番号 28 番から 36 番及び議案第 2 号番号 6 番と番号 7 番の農地法第 3 条の区分地上権について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員

なし。

議長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号 28 番から 34 番及び 36 番並びに議案第 2 号番号 6 番を許可とし、35 番及び議案第 2 号番号 7 番を保留とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号 28 番から 34 番及び 36 番並びに議案第 2 号番号 6 番を許可とし、35 番及び議案第 2 号番号 7 番を保留とすることに決定いたします。

20 番委員 すみません、議案第 2 号の番号 7 番は農地性は認められたんですけれども、許可ではなくて保留で再度来月一緒ですか。

議長 その予定であります。

20 番委員 分かりました。

議長 事務局より補足説明がありますので、お願いします。

事務局 ただいまの件につきまして補足になるんですけれども、議案第 2 号の番号 7 番の農地条件に関しては、農地性があるということではあるんですけれども、太陽光パネルを設置する際に、今回所有者が異なってくるということでの区分地上権の説明が必要になってくるということと、営農型太陽光発電の申請とセットということになってくるということで、5 条のほうは保留ということでありまして、それに伴って保留というような形になるということでございます。

議長 それでは、もう一度確認いたしますが、議案第 5 号番号 35 番及び議案第 2 号番号 7 番を保留とすることよろしいですか。

委員 はい。

議長 では、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、議案第 5 号番号 35 番及び議案第 2 号番号 7 番を保留とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号 37 番から 43 番について、第 6 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

6 番委員 37 番から 43 番について、地区協議会で許可基準チェックリストに基づき現地確認と調査を行いました。

37 番について、譲受人は市内のアパートに住んでおり、将来のことを考え、申請地を兄から借受け、自己の住宅を建築したいというものです。周囲は北が住宅、東は道路、西と南は畑となっております、周辺

農地への支障もなく、許可相当と意見決定をしました。

38 番について、譲受人は借家に住んでおり、実家に近い申請地を取得し、自己の住宅を建築したいというものです。周囲は西が道路、北と南は宅地、東が畑となっており、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。

続きまして、39 番、譲受人は建設業を営んでおり、申請地を取得し、建売分譲住宅として販売したいというものです。周囲は西と南が道路、北は住宅、東は畑となっており、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。

続きまして、40 番、譲受人は実家に住んでおり、子どもの成長に伴い手狭になったことから、申請地を父より借り受け、自己の住宅を建築したいとのことです。周囲は南が道路、西は畑及び駐車場、北は畑及び事務所、東は畑となっています。現地を確認したところ、周辺農地への支障はなく、問題はないので、許可相当と意見決定をしました。

番号 41 番について、譲受人は建設業を営んでおり、申請地の北側には保育園、約 1.2 km に小中学校、また太田藪塚インターチェンジにも近く、住環境のよい申請地を取得し、建売分譲住宅用地として販売したいとのことです。周囲は西が道路、北が山林及び宅地、南も山林及び畑、東は宅地となっています。現地を確認したところ、周辺農地への支障はなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。

再度のご審議よろしく申し上げます。

17 番委員

42 番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、譲受人はプラスチック製品の塗装、印刷を主な事業としており、本店が手狭となったため、北関東自動車道のインターに近い申請地を取得し、工場用地として使用するものです。現地を確認したところ、西は農地、南と東は道路、北は北関東自動車道です。周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。

43 番について、譲受人は仮設住宅及びコンテナハウスを製造しており、需要増加に伴い、申請地を借受け、製品及び資材置場として使用するものです。現地を確認したところ、北と西は譲受人の会社、南と東は駐車場です。周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。

37 番から 43 番、再度ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長
委 員

ただいま、第 6 地区協議会より、番号 37 番から 43 番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
なし。

- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号37番から43番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号37番から43番を許可とすることに決定いたします。
なお、3,000 m²を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更がない場合、許可証の交付につきましては太田市農業委員会会長専決規程により、改めて定例総会を開催せずに交付することといたします。
また、事務の取扱いの結果については、来月の定例総会で報告することといたします。
- 議 長 続きまして、議案第6号 今年度の下限面積の設定について、議案書のとおり定めるので決定を求めます。
事務局より提案をお願いいたします。
- 事 務 局 議案第6号 下限面積の設定についてでございますが、それは農地法第3条で農地に権利を設定する場合及び権利を移転する場合に必要な報告面積の下限を定めるものです。平成22年12月22日付で「農業委員会の適正な事務実施について」が一部改正され、農業委員会で毎年下限面積の設定または申請の必要性について審議することとなっております。今年度の下限面積の設定について下記のとおり定めることについて決定をお願いするものです。
現在の太田市の下限面積は50aと設定されておりますが、この面積は管内の農地の経営規模と耕作放棄地の割合から判断して定めることとされております。農家の経営規模は、農地法施行規則第17条第1項に基づく判断になりますが、これは区域内農家の経営規模が小さい地域は50a以下と定めてもよいということになります。太田市の状況では、50a未満の経営規模の農家の割合が全農家の4割以上に達していません。また、遊休農地の割合が1.15%であり、農地法施行規則第17条第2項で定める遊休農地が著しく多い地域にも該当しないため、下限面積の変更は行わないことと提案させていただきたいと思っております。
以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議 長 事務局の提案が終わりましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 長 なし。
 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決したいと思います。
 原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
 (挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、原案のとおり決定いたします。

議 長 以上で審議は終了いたしました。次の報告第1号は先月農業会議に
 意見聴取した3月分の許可証の取扱いに関わる太田市農業委員会会長
 専決規程第3条によるものでございます。
 太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり、許可証
 交付の取扱いをいたしましたので、報告いたします。

議 長 続いて、報告第2号から第5号まで、事務局よりお願いします。

事 務 局 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に
 ついて、9件提出されております。
 内訳につきましては、田5筆3,096㎡、畑13筆4,860.61㎡、計18筆
 7,956.61㎡となっております。いずれの内容につきましては記載のと
 おりです。
 続きまして、報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農
 地転用届出について、26件提出されております。
 内訳につきましては、23ページをご覧ください。田10筆3,493.65㎡、
 畑24筆8,572.85㎡、計34筆12,066.50㎡となっております。いずれ
 の内容につきましては記載のとおりです。
 続きまして、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書に
 ついて、提出件数は15件となっております。
 内容につきましては記載のとおりです。
 続きまして、報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権
 利取得の届出について、提出件数は14件となっております。
 それぞれの内容につきましては記載のとおりです。
 以上、報告させていただきます。

議 長 報告第2号から第5号につきまして、ご質問等ございますか。
 委員 長 なし。
 議 長 質問等もないようなので、以上で第33回定例総会を終了します。
 長時間にわたりご協力いただきまして、ありがとうございました。

閉 会 令和2年4月9日（木） 午後4時